

川崎市告示第318号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定に基づき、川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料等の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区砂子1丁目2番地4

川崎市住宅供給公社 理事長 藤原 徹

2 委託する事務の種類

川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料等の収納事務

3 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで